

令和 7 年 2 月 18 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

猪名川町長 岡本 信司

市町村名 (市町村コード)	猪名川町 (28301)
地域名 (地域内農業集落名)	槻並地区 (槻並集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月21日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

槻並地区は約30年前に圃場整備が完了し、整備率は約69%となっている。未整備地区での後継者不足が懸念されるとともに、整備から年数が経過していることから、施設の老朽化や管理面での課題も出てきている。
また、獣害被害が発生することから、電柵の設置など個別対策を実施し営農している。
担い手の状況は、認定農業者が7名であり、新規就農者の参入実績も豊富である。
主な作付けは、水稲と露地野菜であるが、町振興作物のそば及び枝豆、果樹と多岐にわたる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状の個人経営での営農を継続させつつ、中山間地域等直接支払・多面的機能支払を活用し、共同による農地保全に取り組む。後継者不足に対しては、企業誘致の検討など大規模での担い手探しとともに、町でおこなっているチャレンジ農業者のような小規模での農業者、また、新規就農希望者の受け入れも行うことで、担い手(担う者)を確保していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の担い手(認定農業者・認定新規就農者)へ集積・集約を図りつつ、新規就農者への集積も効率的に行えるよう検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは、基本的に中間管理機構を通じて行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
整備済みの施設で、経年劣化など維持・管理面での課題が出ているため、再整備を含めて対応を検討する。維持・管理においては、多面的機能支払交付金を活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
チャレンジ農業者、海外からの実習生の受け入れなど様々な就農者・労働力を受け入れ、多様な経営体を確保していく。そのため、相談窓口体制を整え、耕作ができなくなった農地などがあれば、町の農地バンクへの登録を促し、情報発信することで、耕作放棄地とならない取り組みを進める。 また、子供の農業体験や貸農園など、関係人口の増加に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の担い手で受託体制が構築できないか協議を進め、活用できる補助制度などの情報収集を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①獣害柵の設置や対策方法等について、関係機関と連携し積極的に取り組む。
③高齢化・人手不足により草刈作業をはじめとする農作業が負担となっていることから、機械化・スマート化を検討する。